

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 6 月 28 日

日本情報クリエイト株式会社
株式会社リアルネットプロ

2022年6月28日

株式交換に係る事後開示事項

宮崎県都城市上町13街区18号
日本情報クリエイト株式会社
代表取締役社長 米津 健一

東京都港区芝五丁目13番14号
株式会社リアルネットプロ
代表取締役 後藤 吉行

日本情報クリエイト株式会社（以下、「日本情報クリエイト」といいます。）及び株式会社リアルネットプロ（以下、「リアルネットプロ」といいます。）は、2022年4月25日付で両者の間で締結した株式交換契約書（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年6月27日を効力発生日として、日本情報クリエイトを株式交換完全親会社、リアルネットプロを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2022年6月27日
2. 株式交換完全子会社における法定手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差し止め請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - ① 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）
会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - ② 新株予約権買取請求（会社法第787条）
該当事項はありません。
 - ③ 債権者の異議（会社法第789条）
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、日本情報クリエイトに移転したリアルネットプロ株式の数は 6,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 日本情報クリエイトは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した日本情報クリエイトの株主はおりませんでした。

(2) リアルネットプロは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 5 月 13 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 日本情報クリエイトは、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前時のリアルネットプロの株主名簿に記載又は記録された株主（日本情報クリエイトを除く。）に対し、その所有するリアルネットプロの普通株式 1 株につき日本情報クリエイトの普通株式 43 株の割合をもって割当交付いたしました。日本情報クリエイトが割当交付した普通株式の合計は 258,000 株です。

(4) 本株式交換により増加した日本情報クリエイトの資本金及び準備金は以下のとおりです。

- ① 資本金 0 円
- ② 資本準備金 会社計算規則第 39 条に従い日本情報クリエイトが別途定める額
- ③ 利益準備金 0 円

以上